□令和７年度施設等利用給付認定現況届に係る手続きについて□

昨年度より私立幼稚園・認可外保育施設等に在園されているお子様のうち、施設等利用給付認定の２号及び３号認定（新２及び新３号認定）の方について、令和７年度の現況確認のため、下記のとおり必要書類をご提出ください。

なお、**保育の必要な事由が確認できない場合**や、**期限までに必要書類の提出がない場合**は、**令和７年４月からの施設等利用費の給付が対象外**となりますので、ご注意ください。

１．必要書類

① 市川市施設等利用給付認定現況届（お子様１人につき１部）
② 保育の必要性を確認するための書類（保護者１人につき１部）
（※就労証明書については**令和７年１月１日以降に証明されたもの**が必要となります。）
（必要な書類の詳細については裏面参照）

２．提出期限　　**令和７年６月30日（月）※厳守**

３．提出方法

- 必要書類（上記①②）を、**在園の私立幼稚園・認可外保育施設等に提出**してください。
- 兄弟姉妹で別々の私立幼稚園・認可外保育施設等に在園している場合は、保育の必要性を確認する書類は、**原本を下のお子様に、コピーを上のお子様に**添付してください。
- 今回必要な「保育の必要性を確認する書類」をすでに市川市に提出済である場合（※）、現況届の該当する欄に記載の上、提出を省略することも可能です。
（※ただし、令和７年１月１日以降に証明されたものに限る）

注　意

令和 7 年度のお子様の施設等利用給付認定現況確認にかかる大切な書類です。書類の提出がない場合、現況確認ができないものとみなし、当該認定を令和７年３月31日をもって取り消します。その場合、令和７年度の施設等利用費の給付は対象外となり、請求書をご提出いただいてもお支払することはできませんので、ご注意ください。

また、保育の必要な事由の変更申請をしていなかった、もしくは事由がなくなっていたが施設等利用給付を受けていた場合は、返還の対象となります。

□保育の必要性を確認するための書類□

○保護者それぞれについて、当てはまる【事由】の【必要書類】をご提出ください。

《対象者》◆父　◆母　◆同居の内縁の妻・夫

【事　由】	【 必　要　書　類 】	【 備　　考 】
就　労 （月実働64時間以上の就労）	**就労証明書（★）※市指定様式** **（令和7年1月1日以降に証明されたもの）** ※変則勤務の方は直近1ヶ月分の**シフト表（64時間/月以上実働していることがわかるもの）**を添付してください。 ※自営業の方は直近（令和6年収入分）の確定申告の写しを添付してください。	・本人が記入したものは無効となります。（個人事業主を除く） ・育児休業中の方も提出が必要になります。 ※今回配布した最新の様式でご提出ください。
就　学 （月64時間以上の就学）	**① 在学証明書** 及び **② カリキュラム** ※1ヶ月及び1日の授業内容が確認できる書類	・在学証明書は令和7年4月以降に取得したものが必要です。 ・カリキュラムは令和7年4月以降の内容のものをご提出ください。 ・左記①②両方の提出が必要です。
保護者の疾病障がい	**医師による診断書（★）※市指定様式** **（令和7年1月1日以降に証明されたもの）** **※接骨院等は除く** 又は **障害者手帳のコピー**	・令和6年中にすでに提出済みの方も、病状の変化等を確認するため、再度提出が必要となります。
介　護 看　護 等 （月64時間以上）	**介護・看護・付添状況申告書（★）** **※市指定様式** 及び　①～③いずれか **① 被介護（看護、付添）者の医師による診断書（★）※市指定様式** **（令和7年1月1日以降に証明されたもの）** **※接骨院等は除く** **②障害者手帳のコピー** **③介護保険被保険者証**	・令和6年中にすでに提出済みの方も、病状の変化等を確認するため、再度提出が必要となります。 ・左記申告書は必須、及び①～③のいずれか提出が必要です。
上記以外	こども施設入園課にお問い合わせください。	

上記のうち、市指定様式(★)のものは
←左記QRコードからダウンロードできます。
(無償化にかかる申請書類一覧(利用者向け)をご覧下さい。)

【問い合わせ】
市川市　こども施設入園課
☎０４７－７０４－０２５５